

令和7年度

中途失聴・難聴者のための手話教室



中途失聴・難聴者でも学べる要約筆記者の支援のある手話教室を開講します。
初めて手話を学ぶ方も大歓迎です！
一緒に楽しく手話を学んでみませんか。

【日時】

令和7年6月7日・14日・21日・28日、7月12日・19日、8月2日・9日（全8回）
※全回とも土曜日、午後2時00分～4時00分

【場所】

姫路市総合福祉会館5階 会議室（姫路市安田三丁目1番地）

【対象者】

姫路市在住・在勤・在学の中途失聴・難聴者とその支援者（家族など）
※身体障害者手帳を所持していない方も受講できます。

【定員】

20人（申込者多数の場合は抽選）

【参加料】

200円（資料代）

【内容】

耳の聞こえない人・聞こえにくい人のコミュニケーション方法、日常の挨拶や生活に身近な単語など、簡単な手話について学びます。（初級）

【その他】

氏名・年齢・連絡先については緊急時の連絡に使用するため、当該事業の受託法人に提供いたしますが、本事業以外に使用することはありません。

【主催】

姫路市

申込方法

下記の必要事項を明記し、メール、ファクス、ハガキのいずれかにより5月16日（金）までに（必着）お申し込みください。（申込者多数の場合は抽選により決定します。）

※中途失聴・難聴者と支援者が一緒に受講を希望する場合は、同一の申込書によりお申し込みください。

中途失聴・難聴者と支援者が別々に申し込みした場合は、抽選による参加の可否がそれぞれ違う結果となる可能性があります。

【必要事項】

- ①教室名（「中途失聴・難聴者のための手話教室」） ②郵便番号、住所
③参加者の氏名（ふりがな） ④年齢 ⑤連絡先（電話番号・ファクス番号・メールアドレス*） ⑥市内在勤・在学の場合は勤務先・学校名

*荒天時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により教室を中止する場合は、参加者へメール又はファクスにより連絡します。

※参加の可否については後日郵送でお知らせします。



申し込み先・問い合わせ先

姫路市 障害福祉課 管理担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：(079) 221-2454 FAX：(079) 221-2374

メール：syogaif@city.himeji.lg.jp



しろまるむめ

平成29年4月1日に姫路市手話言語条例を施行しました

平成29年4月1日から「姫路市手話言語条例」を施行しました。この条例は、「手話は言語である」という認識に基づき、手話への理解と普及の促進を図り、手話を使用しやすい環境づくりを進めることにより、全ての市民が障害の有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

FAX送信先：079-221-2374 姫路市障害福祉課（管理担当）※5月16日（金）必着

中途失聴・難聴者のための手話教室 参加申込書

中途失聴 ・難聴者	氏名		年齢		市内在勤・在学の人 は勤務先・学校名	
支援者 (ご家族等)	氏名		年齢		市内在勤・在学の人 は勤務先・学校名	
	中途失聴・難聴者との続柄		配偶者・子・兄弟姉妹・その他()			
該当するものに○(マル)してください →						
住所	〒 -					
電話番号	() -		携帯電話	() -		
メールアドレス			FAX番号			
連絡事項	※車いすでの参加等、配慮が必要な場合はこちらへご記入ください。					